

## 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正案

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の案は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考 1 を参照）。

農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 3 号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成 18 年 12 月環境省告示第 143 号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。なお、新たに設定

する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
1-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)-3-[1-メチル-4-(2-メチル-2H-テトラゾール-5-イル)ピラゾール-5-イルスルホニル]尿素(別名アジムスルフロン)	73 $\mu\text{g}/\text{l}$
メチル={2-クロロ-5-[(E)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル}カルバマート(別名ピリベンカルブ)	60 $\mu\text{g}/\text{l}$